

北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道知事等の旅費に関する規則	(人事課)	1
○船員等の旅費の支給に関する規則	(人事課)	1
○住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則	(市町村課)	3
○北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(子ども政策企画課)	4

規 則

北海道知事等の旅費に関する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第78号

北海道知事等の旅費に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号。以下「条例」という。）第5条第3項第2号及び第3号の規定に基づき、知事等の旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(宿泊費の額)

第2条 条例第5条第3項第2号の規則で定める額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に定める額のうち内閣総理大臣等に適用される額とする。
(転居費の額)

第3条 条例第5条第3項第3号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において現に運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業を経営する者をいう。以下同じ。）に支払った額（出発地が離島（本州、北海道、四国又は九州に附属する島をいう。）である場合には、現に運送事業者に支払った額）とする。ただし、運送事業者により転居に伴う家財の輸送を行う場合には、内国旅行の転居費は、支給しない。

(1) 出発地が北海道内である場合 53万8,000円

(2) 出発地が北海道外である場合 80万2,000円

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

船員等の旅費の支給に関する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第79号

船員等の旅費の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年北海道条例第38号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、船舶に乗船を命ぜられた職員に対する旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 第1区 本邦並びに東経127度北緯22度、東経135度北緯30度、東経143度北緯32度、東経146度30分北緯40度、東経150度北緯44度、東経146度北緯48度、東経140度北緯48度、東経135度北緯40度、東経130度北緯38度、東経126度北緯34度、東経126度北緯30度、東経122度北緯27度及び東経122度北緯22度の各点を順次に直線で結んでできる折線に囲まれた区域で定係港（当該船舶が通常停泊し、又は係留される港であって、任命権者が指定するものをいう。以下同じ。）の港域（港則法施行令（昭和40年政令第219号）第1条に規定する港の区域（船員法第一条第二項第二号の港の区域の特例に関する政令（昭和23年政令第164号）に基づきこれと異なる定めがある場合についてはその規定するところによる。）をいう。）及び外国の領海を除いた区域

(2) 第2区 東経175度、北緯21度、東経110度及び北緯51度の線により囲まれた区域で第1区の区域及び定係港の港域を除いた区域

(3) 第3区 東経175度、北緯51度、東経134度及び北緯63度の線により囲まれた区域並びに東経175度、南緯11度、東経94度及び北緯21度の線により囲まれた区域（トンキン港を含む。）

(4) 第4区 第1区、第2区、第3区及び定係港の港域以外の区域
(船員等)

第3条 条例第9条第1項の規則で定める職員は、次に掲げる職員（以下「船員等」という。）とする。

(1) 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与

条例」という。) 第4条第1項第2号及び北海道地方警察職員の給与に関する条例
(昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。) 第5条第1項
第3号に規定する海事職給料表の適用を受ける職員

(2) 前号に掲げる職員のほか、北海道に所属する漁業取締船、北海道教育庁に所属する水産実習船又は北海道警察に所属する警備艇に乗船して旅行する職員(任命権者が定める職員に限る。)

(航海日当)

第4条 航海日当は、定係港を出航の日から同港に入港の日までの期間について、1日につき、目的地の区域の区分に従い、別表第1の定額により支給するものとする。ただし、目的地の区域が第1区であるときの1日の航海時間が通算5時間未満の場合の航海日当は、その定額の5分の3に相当する額(その額に10円未満の端数が生じたときは、8円以上は10円に切り上げ、3円以上8円未満は5円とし、3円未満は切り捨てる。)を支給するものとし、目的地の区域が第2区、第3区又は第4区であるときの航海日当は、最後に本邦の港を出港した日から目的地を経て最初に本邦の港に入港した日までの期間について、その定額を支給するものとする。

2 航海日当は、同一航海において目的地が2以上でありそのいずれかの区域が第2区、第3区若しくは第4区であるとき、又は命によりその区分を異にする第2区、第3区若しくは第4区の区域の目的地に航海することとなったときは、額の多い方の定額により支給し、天災その他やむを得ない事由によりその区分を異にする目的地に航海することとなったときは、その異にした期間中に限り、額の多い方の定額により支給するものとする。

(船員食卓料)

第5条 船員食卓料は、乗船した日から下船した日までの期間について、1日につき、別表第2の定額により支給するものとする。ただし、旅行命令権者が必要があると認める場合には、同表の定額の範囲内において、現物をもって給与することができる。

2 前条第1項ただし書(第1区に係る部分を除く。)及び第2項の規定は、前項の船員食卓料の支給について準用する。

(船員等が上陸した場合の旅費の特例)

第6条 船員等が公務の必要により上陸して旅行したときは、その期間について、条例第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項及び第2項、第14条から第16条まで並びに第21条に定める旅費を支給する。

2 船員等が天災その他やむを得ない事情により上陸し宿泊したときは、その期間について、条例第14条から第16条までに定める旅費を支給するものとする。

3 前2項の規定により条例第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項及び第2項、第14条から第16条まで並びに第21条に規定する旅費を支給する場合に

は、その期間について、航海日当及び船員食卓料を支給しない。

(退職等の場合の旅費の支給の特例)

第7条 船員等が乗船中に退職、停職、免職、失職又は休職となったときは、当該発令後最初の本邦の寄港地に到着する日までの期間について、航海日当及び船員食卓料を支給するものとする。ただし、免職となった者に支給する航海日当は、免職の通達を受けた日までとする。

2 前項の場合において、定係港以外の地に下船したときは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第4項又は同法第29条第1項の規定により失職し、又は免職となった者を除き、下船した地から定係港に至る旅費を条例の定めるところにより支給するものとする。

(旅費の支給方法)

第8条 航海日当及び船員食卓料は、1航海ごと又は1箇月以内に区切った期間ごとに支給するものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

海事職 給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (高校)	教育職 給料表 (中・小)	研究職 給料表	医療職 給料表 (1)	医療職 給料表 (2)	医療職 給料表 (3)	区分			航海日当		
									第1区	第2区	第3区	第4区		
5級	10級	9級	4級	4級	5級	4級	8級	7級	1,090 円	1,640 円	2,050 円	3,080 円		
4級	9級 8級	8級 7級	3級 特2級 の13号 俸以上	3級 特2級 の9号 俸以上	4級 3級	3級 2級	7級 6級	6級 5級						
	7級 6級 5級 4級	6級 5級	2級の 37号俸 以上	2級の 45号俸 以上		1級の 25号俸 以上	5級							
3級	3級	4級	特2級 の12号 俸以下	特2級 の8号 俸以下	2級の 25号俸 から24 号俸ま で	1級の 13号俸 から24 号俸ま で	4級	4級	910 円	1,370 円	1,710 円	2,570 円		
			2級の 25号俸 から36 号俸ま で	2級の 37号俸 から44 号俸ま で		3級の 5号俸 以上	3級の 5号俸 以上							

2級	2級	3級	2級の 24号俸 以下	2級の 36号俸 以下	2級の 24号俸 以下	1級の 12号俸 以下	3級の 4号俸 以下	3級の 4号俸 以下	750 円	1,130 円	1,410 円	2,120 円
1級	1級	2級	1級	1級	1級	1級	2級	2級				
備考 1 この表において、「教育職給料表(高校)」とは、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）第5条第1項第2号アに規定する教育職給料表(1)をいう。												
2 この表において、「教育職給料表(中・小)」とは、学校職員給与条例第5条第1項第2号イに規定する教育職給料表(2)及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第2条第1項に規定する教育職給料表をいう。												
3 この表において、「医療職給料表(3)」とは、道職員給与条例第4条第1項第4号ウに規定する医療職給料表(3)（警察職員給与条例第5条第1項第5号に規定する医療職給料表を含む。）をいう。												
4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第2条第1項又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）第3条の規定により任期を定めて採用された職員に対するこの表の適用については、当該職員が北海道職員等の旅費に関する条例施行規則（令和7年北海道規則第77号）第2条の規定による行政職給料表の各職務の級に相当する職務の級を受けているものとみなす。												
5 船長及び水産課程の実習担当教諭に対しては、航海日当定額の10分の5に相当する額を、副船長、実習管理監及び機関長に対しては、航海日当定額の10分の2に相当する額をそれぞれ加算するものとする。この場合において、加算する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。												
6 東経138度北緯46度、東経144度北緯41度20分、東経160度北緯41度20分、東経160度北緯60度及び東経138度北緯60度の各点を順次に結んでできる折線に囲まれた海域（港則法施行令第1条に規定する港の区域を除く。）を12月1日から翌年の3月31までの間に航行する場合は、当該海域を航行する日に限り、航海日当定額の10分の5に相当する額を加算するものとする。この場合において、加算する額に1円未満の端数があるときは、前項後段の規定を準用する。												
別表第2 (第5条関係)												
所属船舶船員	第1区 及び定 係港内	第2区、第3区及び第4区										
		航海日数										
		16日未満	16日以上31 日未満	31日以上46 日未満	46日以上61 日未満	61日以上						

この規則は、公布の日から施行する。

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第81号

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成26年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。

第12条中「から第12条まで」を「、第12条」に改め、「、同条例第11条中「入所している児童」とあるのは「園児」と、「当該児童」とあるのは「当該園児」と」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。